

早稲田大学大学院法学研究科

2021年5月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「中国夢の法治—その来し方行く末」

申請者氏名 但見 亮

|    |           |               |       |
|----|-----------|---------------|-------|
| 主査 | 早稲田大学教授   | 博士（法学）（早稲田大学） | 水島 朝穂 |
|    | 早稲田大学教授   |               | 棚澤 能生 |
|    | 早稲田大学准教授  | 博士（法学）（早稲田大学） | 文 元春  |
|    | 早稲田大学名誉教授 | 博士（法学）（早稲田大学） | 小口 彦太 |
|    | 東京大学名誉教授  |               | 田中 信行 |

## 但見 亮氏博士学位申請論文審査報告書

一橋大学法学研究科教授 但見 亮氏は、早稲田大学学位規則第 8 条に基づき、2020 年 10 月 1 日、その論文『中国夢の法治--その来し方行く末』を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2021 年 5 月 28 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### I 本論文の目的・構成と内容

#### (1) 本論文の目的・構成

本論文は、「法治」（中国語）に関わる中国の制度や規定、政策の観察と分析を通じて、「法治」の内包と外延を浮かび上がらせ、それが進む方向を展望することを目的とする。中国における「法治」の沿革を眺めると、文化大革命に象徴される法の軽視・破壊はあったものの、改革・開放期の「法制」（法整備）を経て、現在は必要な法が概ね整い、「依法治国」（略称は「法治」）が掲げられる Rule of Law の時代に入ったとされている。だが、「法治」の内容は不明確で、憲法上そして政策上の「法制」から「法治」への変化が何をもたらすのかが明らかではなく、一般に Rule of Law とされる状態とはかけ離れたものになっているのが現実とされている。

本論文はこのような問題意識に基づき、中国でいうところの「法治」について、5 つの柱に即して検討を加えていく。すなわち、①「法治」を枠づける思想・政策、②司法制度改革の模索とその展望、③私法空間の形成と拡大、④行政プロセスへの参加と行政紛争処理について、その制度背景や歴史的経緯を基礎に法規・政策の内容を分析しつつ、具体的事件や社会的事実で肉付けていくとともに、思想的傾向・風潮などの要素も加味して、それぞれにおける「法治」の表象を論述していく。その上で、⑤「新時代」（改革・開放期の終わり）が提唱されるなか、「法治」に関連する新たな事態の意味するものとその可能性を明確にすることで、「新時代」の「法治」について展望しようとするものである。

## (2) 本論文の内容

第1章では、現在の習近平体制下で強調される「中国夢」の諸相が検討される。「中国夢」は、①国家の「富強」、②社会の「公平・正義・法治」、③人民=偉大な民族（の一員）から成る。その狙い・効果は、党が行う「真善美」政治への「信仰」と、国内外の反中勢力の「偽悪醜」浸透への警戒・摘発であり、他方、「信仰」の程度に応じた「寛容」と「専制」の同時追求である。「中国夢」の理想は、鄧小平の「改革開放」期よりも、むしろ毛沢東の「継続革命」期に近いとされ、「中国特色」や「民族」の強調という点では毛沢東期とも異なることが考察される。そして、現代の中国においては、社会主義はその形式的・名目的重要性にもかかわらず実質的な意義を失いつつあること、習近平自身の発言も極端に「共産夢」的に見えて、時に「立憲主義」を称賛するといった外見的多様性を示していること、そして人々の間に思想や精神への消極的志向が幅広く見られることなどが論及される。そして、「法治」を支配する思想的・精神的枠組みとともに、全体的な政策執行における「法治」の位置づけが明らかにされる。

第2章と第3章においては、司法制度の改革が検討される。中国では建国前から存在する「法アナーキズム」に加え、党(指導者)の指導の下、人民自身の運動に依拠して政策を実現するという手法をとるため、予測可能な法に厳格に依拠するという方法は放棄されて、安定的な司法のシステムは長らく構築されることはなかった。改革・開放期に「法制」が強調されるに至り、徐々に司法制度が回復・再構築されたものの、常に党や他の国家機関による統制を受け、また司法機関とその構成員のレベルの低さも手伝って、長らく「司法腐敗」が叫ばれ、「司法不信」が問題となってきた。1980年代に司法制度改革が課題となっていたが、21世紀に入りようやくそれは国家統治制度改革の中心に位置づけられるようになった。第2章では、司法制度改革の具体的施策の中で、判決と法的思考を結びつけるキーとなる制度というべき「案例指導」について分析される。「案例指導制度」とは、最高人民法院をはじめ上級の人民法院が、主に下級法院の類似事件処理における参考として、典型、重大または難解等の基準に基づいて既済事件を選び出し、それらに要旨や評釈を付して裁判例として提示するものである。これは、同一の事件が同様に処理される必要があるという問題への解決策であるとともに、中国における法院の行政性、すなわち重大事件等についての処理が公判を担当する裁判官ではなく、法院の管理層の決済ひいては上級法

院の指示により決定されるという構造によって、裁判官の法的思考力が阻害されているという問題への解決策であると考えられてきた。

この第2章では、「案例指導」に係る制度構築の沿革を概観した上で、(本論文作成当時)構築が模索されていた最高人民法院による「指導性案例制度」について検討される。その結果、「案例」は判決原文が過剰に削除された結果、「ダイジェスト化」の傾向が著しく、上級法院による指標化の影響もあって、「要旨」等が法律の「有権解釈」のように扱われ、裁判官の法的思考力に資するものとはなっていない現実が分析される。より根本的には、改革が上級法院の「権威」や「指標」に基づいて行われているという構造的矛盾があり、司法制度改革における手続的正義の軽視の深刻さが指摘される。なお、最高人民法院が「指導性案例」に係る「規定」を制定し、「指導性案例」制度が確立したので、これが「補足資料」として翻訳・紹介されている。ただ、この「規定」制定によっても、「ダイジェスト化」や「権威づけ」といった問題は克服されていないという。

第3章では、司法制度改革の方向と重点を決定する文書が解説される。特に2014年10月の共産党中央の「依法治国」推進に係る「重大決定」と、2015年2月の最高人民法院の司法制度「改革意見」に着目し、その内容が分析されている。前者の決定が示す「依法治国」の構図は、党と人民の意思の完全な一致を前提に、その規範化としての法を党の指導の下で確実に執行するというものである。司法のあり方もこれにより枠づけられることになり、党・習近平への「絶対忠誠」が求められ、Rule of Lawにより想起される司法のあり方ではなく、「党治」の一構成要素としての司法の姿が浮き彫りにされる。裁判官には強固な「政治性」が求められ、「大局」を踏まえて常に党・政府と緊密に連動した運営が求められる。他方、「改革意見」は「法に基づく裁判権の独立かつ公正な行使」という精神の下、地方の党・政府指導層による個別事件への介入の抑止、公判を中心とした審理の充実、そして判決文の公開と内容の充実などの具体的な問題について、詳細な対処策が盛り込まれている。これらの文書はいずれも、「党の指導」下での「依法治国」を強調するものである。ただし、「改革意見」の「ささやかな提案」、すなわち党・政府による指標的管理の廃止や、訴訟過程での弁護士への不当な扱いの禁止、そして判決文中の「説理」の充実による司法への理解の促進などには司法側の認識が垣間見られ、わずかではあるが司法改革については「法治」のあり方の変化への希望がみえるという。

第4章と第5章においては、中国における私法の形成とそれがもたらす効果について検討される。まず第4章では、農民が集団土地上に住宅を建設する際の土地使用権である「宅基地使用権」に着目し、その問題点が分析される。「宅基地使用権」は、歴史上長期にわたり農家(家長)の所有と観念されており、建国後もしばらくは農家の所有物と位置付けられていたが、社会主義化の進行に伴い農村合作社の集団所有とされることになった。その位置づけは現在も変わらず、関連法規上も集団所有に属するものとされている。しかし、改革・開放による経済の活性化により、一面では、出稼ぎ農民が大量に都市に流れ込み、農業専従と固定性という前提は崩れ、使用されない住戸が大量に発生することになった。他面では、都市の不動産高騰と環境問題等により、都市周辺の「宅基地」が集団所有と使用も同集団に属する農民に限定されていることから、経済的な利用が妨げられてきた。2007年制定の物権法では、下位法規及び政策の変化に任せるという建て付けになっている。その後、党関連の政策文書などを中心に、集団に所有権を残したまま、「宅基地使用権」を譲渡する試行が行われており、立法・政策上、問題解決への模索は続けられている。しかし、農村や農業の変化に応じた「宅基地使用権」、集団所有権のあり方の変化に応じた規定・制度の構築、憲法上の自治組織であるはずの集団の自己決定の保障と農民自身の参加と自己決定による運営という課題は残されたままである。なお、第4章では補足資料として、「宅基地使用権」に係る訴訟としての「宋庄画家村事件」が紹介・略述されている。

第5章では、中国における「美濃部理論」への言及の頻出という現象を切り口に、美濃部の著『公法と私法』をめぐる中国の議論状況が紹介され、公法と私法をめぐる制度・理論の状況が略述される。その結果、「美濃部理論」への言及が、「公法と私法」の記述への依拠またはその批判という相異なるスタンスを取りつつも、実はいずれも、中国における公法と私法のあるべき関係についての理論的支柱の模索という共通する問題意識によるものであると読み解く。中国においては、計画経済体制下でその存在すら否定された私法の領域が、改革・開放を経て徐々に形作られたものの、計画経済の「一大二公」(大規模・公有)の限界のために公法に対して従属的に位置づけられていた。その後、物権法制定に至る過程において、私法の位置づけを抜本的に高めるため、民法学者から、あるべき私法の地位を確立せんとする主張が展開されるようになる。公法と私法をめぐる論争のなかで、物権法に含まれる公法性の高さ(行政管理規定の多さ)が注目され、私法領域の確立のために

も公法の領分を明確にしなければならないとする認識が生まれ、それが「統一公法学」の提唱につながっていく流れが描かれる。

第6章では、住民参加の制度と理論について紹介されるとともに、現実の状況と構造的な問題点が検討され、今後の可能性が探られていく。環境アセスメントや公共料金の価格決定、そして一般的な法規制定に至るまで、幅広く住民参加の規定が置かれているものの、宣言的・綱領的な性格が顕著であり、参加主体やそのプロセス、態様(形式)そして効果など、いずれも規定は漠然としていて羈束性に欠け、行政の裁量が幅広く認められるものとなっている。実際の住民参加に目を向けると、行政により規定の漠然性が存分に利用されているだけでなく、制度目的や規定の精神は全く無視されており、行政機関には住民参加重視の姿勢は全く見られない現実が解明にされる。学説はこのような制度・現実の状況を乗り越えるべく、日本や欧米の住民参加の理論の紹介とその有用性の論証を試み、効果的な参加を実現する制度構築が模索されている。一部地方政府では、情報公開や意見聴取への積極的取り組みや、日常生活問題への対応など、住民との協働による意識の変化も見られる。また、参加を通じた行政への関わりが、住民の被治者意識に変化をもたらし、「法治」を支える主体を育てることも期待されている。

第7章では、行政苦情処理制度である「信訪」制度が取り扱われる。「信訪」は、「信」(書状)と「訪」(訪問)、すなわち行政苦情および提案・意見申立の制度化である。党はその「大衆路線」に基づいて、建国以前から幅広く「信訪」の窓口を置き、行政に限らず広く党・国家に係る苦情や意見申立を受けてその処理を行っていた。現在の制度も、党中央の文書を精神的支柱とし、国務院の「信訪条例」の下、各国家機関と各級地方政府(およびその機関)が関連の規定を制定して、幅広く苦情・意見の申立を受けるということになっている。しかし、これら規定は時に曖昧で、また相互に矛盾するところも見られる上に、実務においては、苦情の発生自体が取締の対象とされ、申立過程での暴力や拘束、失踪等も起きているという。逆に、申立側のクレーマー化ひいては暴徒化もしばしば問題化しており、結果的に双方の対立と一層の過激化、という悪循環を招いているという。これは、「信訪」自体の構造的な問題に起因する。これに対しては、「信訪」の正常化、すなわち訴訟等他の紛争解決プロセスによるべき事象を除外し、「信訪」の機能を各機関の権限内での苦情処理のみにとどめるという方法が示されており、その方向での改革が進められている。党中央の「権

威」そして「徳」の絶対化が進行し、「安定(安全)維持」と「社会の調和」が再三強調されるなか、地方末端・中間の管理層にとっては、「信訪」を発生させないことに意味があるという悪循環も生まれている。ここから抜け出すには、「信訪」だけでなく、行政苦情・紛争の処理に係る制度全体を再構築する必要があるとされる。

第8章では、中国の行政不服審査制度について、成立の経緯と規定内容について概述されたあと、中国各地で進行しつつある制度改革の試行の状況について、現地機関・担当者への調査に基づいて検討されている。この検討により、法律上は、全国各地の政府そして機関が幅広い要件で柔軟に不服申立を受けることが規定されているものの、関連機関の整備や人員の配置が整わず、違法な不受理や期限を超過した放置もしばしばみられるなど、規定に沿った運用がなされていないことが指摘されている。また、統計等から見る限り、行政訴訟や「信訪」(行政苦情)に比して、行政不服審査の申立件数の少なさは顕著である。本論文の筆者は、上海市の行政不服審査委員会に対して聞き取り調査を行って、制度改革の内容について検討しようとする。委員は、全体のリストの半数以上が、学者や弁護士などの外部委員であり、また個別の事件審理会議を構成する委員数についても、半数以上が外部委員でなければならないとされるなど、外部性の確保が徹底されている。また実際の事件については、行政訴訟の対象に限らず、行政機関の関与があり、行政機関での処理が可能な申立については広く受理している様子が見られ、当事者からの聴聞も行われており、何より行政不服の担当機関・人員の側に、「公開・公平・公正」という意識が強く感じられたとする。このような試行は全国の各地で行われているが、その内容には違いが見られ、肝心の公開性や外部性に疑問の残るものも散見されたという。試行の広がりにより、行政不服審査制度への認識は変わりつつあると評価されている。

第9章では、香港立法会議員の資格剥奪における香港基本法(香港内の憲法)の解釈(以下「解釈」という)に係る事件を題材に、「一国二制度」の変容と「法治」のあり方について検討されている。この「解釈」については、係属中の具体的な事件について「常委」が「解釈」を行うことは司法の独立に反しないか、「解釈」の適用が遡及効に反しないか、従来条文にはなかった効果を加えることは「改正」ではないか、そして選挙で選ばれた議員を就任宣誓の無効のみで失職させるのは、基本法における議員資格保護の規定との平衡を失うのではないかとといった問題がある。本件には中央と香港の「法治」認識の違いがに

じみ出ている。即ち、「解釈」の「法治」理解は、憲法の前文に象徴的なように、党による人民の解放を基礎として、その指導の下、中央から末端まで、また各国家機関の間で、「権力」の上下を基準に上命下服を徹底し、その命令の一つである「法」を用いた統治、すなわち(大陸で提唱される)「依法治国」であるが、それは香港で従来主張されてきた Rule of Law とは全くその姿を異にするものである。「全国各民族人民」のものたる「中国夢」の実現のため、その「構成部分」に過ぎない「(香港)住民」は全体の「(中国)人民」の主権に徹底的に服するものとされ、それに伴って、従前の(基本法上も適用が認められる)コモン・ローの原理や慣行は否定され、「二制度」は徹底的に「一国」に服するものとなる。それは香港に限らず、中央から見たときに一定の特殊性を有する部分に対する「依法治国」の基本的なスタンスを示すものである。

第 10 章では、国家運営と制度構築の正当化根拠として強調されている「協商民主」と、統治・管理手段として注目される「社会信用」について分析を加える。中国では一般に、西側の「代議民主」が虚偽的なものとして否定され、自らの「協商民主」がより優れた制度であるとされている。この「協商民主」については様々な理解が見られ、これを Deliberative Democracy の訳語またはそれに近い意味で理解する立場もあれば、建国期の「政治協商」ひいては王朝期の「民貴君軽」にも連なる「中華の歴史伝承と文化伝統」に基づく「中国特色的制度」とする立場もある。近時は党・政府を挙げて「協商民主」を冠した文書を出し、宣伝・教育そして実践が試みられており、その経緯の中で、党の指導の下で(西側の「代議民主」ではなく)「協商民主」を行っていくことが人民の意思であり、それは「形式・手続より実質・内容」を重視し、「投票より協商」を優先し、かつ「調和・礼讓・謙虚」による協調・一致を好む中国文化の反映であるとされている。このような理解の下で、党が推進する社会は、自生的・発展的なものではなく、管理上の必要に基づく分野・領域別に関連社会組織が上から構築され、その「社会組織」及び責任者・構成員の責任を指標化し、それに対する正負のサンクションを通じて管理・統制されるものとなる。日常生活において情報の提供・利用と蓄積が随時・大量に行われるなかで、中国の「社会信用」型統治方法は一つのスタンダードを形成しつつあるが、その正当化根拠ともいえるべき「協商民主」は実質性を欠き、それが一層「社会信用」の道具化を加速させ、ディストピア的な恐怖を高めることになっている。「協商民主」が美名に止まる理由は、その充実を推進すべき「代議民主」の不在に行き着く。そしてそれこそが、党の「真善美」を基礎

とした「依法治国」を問い直し、人民自身による「法治」を再構築することが必要と説かれるのである。

## II 本論文の評価

中国は、1970年代末、鄧小平による改革開放政策に転換して以降、一貫して法治主義の強化・確立に取り組んできたが、そこには常に大きな障壁が存在していた。それが「党の指導」を絶対とみなす政治体制の基本原則にほかならず、これを絶対化した文化大革命の政治体制から脱皮することが法治国家への条件とみなされてきた。だが、2012年に成立した習近平政権は、表向きは「法治国家」化への意欲を示しつつも、「党の指導」を相対化しようとする従来の方針から転換し、党の絶対化を目指す政治体制改革を進めていった。改革開放期の中国法の考え方からすれば、習近平時代の実態は「法治」が後退し「人治」へと回帰しつつある状況のように見える。本論文はこのような状況を踏まえて、習近平政権成立前後の新たな中国法の動向を観察、分析し、そこに示された従来の枠組みとは異なる習近平的な「法治主義」の内実に迫ろうと試みたものである。

本論文が高く評価されるのは、第1に、習近平的な「法治主義」について、習近平の思想面から接近しようとした点にある。その際のアプローチの仕方として、基軸となる文献を、2012年11月から2013年11月までの習近平の「重要文献」中の「中国夢」部分に求め、その内容を「中国夢」の世界像、その目的と効果、その行方という3つの視点から多角的に分析したことが特筆される。この3つの視点は本論文の独創性を示すところであり、習近平の思想を総体として把握するうえで適切であると評価できよう。とりわけ「夢の行方」において、生産手段の社会化という社会主義の本来の意味を喪失し、それに代って中華民族の神聖性が登場してきたとの説明は大方の支持を得るものであろう。

第2に、刻々と変化する中国の政治・法をめぐる状況を、統治プランの諸側面に着目しながら考察することによって、「中国的法治」の現在をトータルに認識するという困難な課題に応えようとしている点であり、その意欲と姿勢は高く評価される。とりわけ、司法制度改革を推進するために作成された4つの「改革綱要」(4つ目は「改革意見」)および「重大決定」という文書の分析と考察を通して、1999年以降の司法改革の成果と課題を明確化することにより、中国が求める「依法治国」の具体像に迫ろうとしている。近代的な法治国家とは異質の、複雑な諸制度が生み出すさまざまな問題点をこれらの文書から丁寧に抽

出し、中国の司法改革と「依法治国」の問題を、「党の指導」という独特の問題を軸に、分かりやすく説明しようとしたことは重要な成果といえるだろう。

第3に、中国では都市の土地が国家所有であるのに対し、農村の土地は村を単位とする農民の集団所有とされている。これらの土地所有権は法律によって譲渡が禁止されているものの、土地管理法が制定された1986年以降は都市の土地所有権について譲渡が認められるようになり、不動産市場が形成された。2000年以降は経済発展にともなう都市の土地価格高騰の影響を受け、都市近郊農村でも土地所有権が不動産市場に投入されるようになったが、これらは法律上禁止されたものだった。本論文はそうした農村土地をめぐる違法行為がなぜ公然と横行し、長く解決されないまま放置されているかという問題について詳細な分析を加えたものである。農村土地制度はきわめて複雑で、かつ変化も激しく、非常に理解が難しいため、中国でも定説がなく百家争鳴の状態にある。本論文は、そうした困難な課題に挑戦したという意味で高く評価することができよう。

第4に、中国における公法と私法をめぐる新しい状況の一端に、理論と制度の両面から接近しようとしたことである。理論面では、日本の美濃部達吉『公法と私法』が中国学界において注目されている状況を俯瞰することにより、「美濃部理論」への言及が、中国における公法と私法のあるべき関係の理論的模索と密接に関わっていることを指摘しつつ、公法に対して従属的地位にあった私法の復権をはかり、公法の領分を明確にするという「統一公法学」の提唱につながっていることを明確にした点は示唆的といえる。また、制度面では、中国における行政苦情処理制度である「信訪」と行政不服審査制度改革について詳細に検討している。中国の行政不服審査制度を扱った数少ない研究の一つであり、上海市をケース・スタディとしてその展開と制度の意義を具体的に分析しようとした点も評価される。文献や資料だけでなく、上海市における現地調査(聞き取り調査)に基づく分析になっている点も特筆すべきだろう。

第5に、あらゆる集団に党組織を置いて指導監督の役割を負わせる「党建」から、望ましい「信用社会」の相互監視システム構築へと進展する中国社会の構造を明確に描写しており、中国社会の今日の客観的現状を知るうえで有益な情報にあふれた記述となっている。特に党や政府にとって望ましい社会像、公民像が強権をもって押し付けられているという

側面だけではなく、社会の側にも、権力者に対して実質的正義を実現してくれることを信頼、期待する伝統的な心性があり、これと相まって「信用社会」の建設が進められているという認識は、西欧的な価値観からすれば理解が困難な社会支配のメカニズムを解明するものと評価できる。さらには中国の伝統的統治の仕組みがビッグデータの収集とデータサイエンスを利用した新たな社会統治手法と結合されるとき、世界が中国を見る目が変わり、統治手法の効率性、合理性という意味での普遍性に注目が集まる可能性を示唆している点も、鋭い指摘と高く評価することができよう。

だが、このようにすぐれた本論文にも問題がないわけではない。

第1に、本論文の独自性を示す習近平の思想面からのアプローチだが、「法治」と習近平思想との関連性について必ずしも明確になっているとはいえない。アンビバレントな「中華民族の神聖(性)」と「西側資本主義民主」「自由」との関係づけが、2013年11月以降現在に至る習近平の思想面でどのような状態になっていったのかなど、補論の形で提示される必要があったのではないか。

第2に、考察の対象となった4つの「改革綱要」は、江沢民、胡錦濤、習近平という3つの政権にわたって実施されてきたものである。この20年のあいだに「党の指導」と「依法治国」をめぐる問題は大きく揺れ動いてきた。しかし本論文では、いずれも「党の指導」下での「依法治国」を強調するものとして括られてしまい、そこにあるはずの重大な相違点が見えてこない。「党政分離」をめぐる議論と実際の改革過程が十分に関連づけられているとはいえないため、取り上げられた文書の立ち位置の相互関係が必ずしも明確でないままに、「司法改革」という括りで論じられているところが課題として残った。

第3に、農村の土地問題は中国社会の二元的（都市・農村）構造にかかわる基本的な問題であり、行政区画としての都市と農村、都市戸籍（都市住民）と農村戸籍（農民）という制度上の問題のひとつでもある。したがってこれらは都市化政策（都市農村一体化政策）、戸籍制度改革、土地管理制度改革として互いに連携し、影響しあっている。ところが本論文においてはこれら3者の関係についての論及がないまま、農村の土地問題だけが取り上げられているため、構造的連関のなかでの問題把握が必ずしも十分とはいえない。第4章で取り上げられている農村住宅用地使用权の問題は、2000年頃から都市化政策のもとで展

開された農村土地の流動政策から生じたものであるが、政策展開との関連付けが不十分なため、住宅用地の違法な譲渡がもつ意味、それを取り締まる対策の法律上の問題の検討が、限定された範囲にとどまっている。

第4に、行政不服審査制度が導入されたとしているが、本論文は2012年までの事実を踏まえており、その後9年以上たった現段階での運用の状況などは不明である。とりわけ、2018年憲法52条が「国家監察委員会」制度を導入し、中国の国家権力構造に独立の国家監察権が創設されて、人民政府、人民法院、人民検察院の組織によって形成される「一府両院」の体系から、「国家監察委員会」が加わった「一府一委両院」の体系となったこととの関連で、行政不服審査制度にどのような役割変更が起きているのか、あるいは起きていないのか。2018年以降の状況を踏まえた補足が必要だったのではないか。なお、「信訪」制度についての分析についても、信訪案件の大多数が市県郷レベルで解決されているのが現状であることに鑑みると、『信訪』の二面性を論じるには、末端の信訪機関(郷鎮信訪弁公室、市県信訪局)による処理の実情と具体的な案件類型についての検討も必要だったのではないか。

第5に、終章における論者の関心は、中国民法典の制定によりいかなる社会の形成がめざされているのかという点にあったと思われる。市場を通じた社会主義を目指すため、西欧に根を持つ民法典を制定して経済社会を規律しようとするならば、私的自治や契約自由の精神、その根源にある個人の尊厳と自由を礎とする市民社会の形成が展望される。特にグローバル市場への接続を考えれば、これは現実的な要請でもある。しかしここに描かれた中国社会の実相は、公民への統制強化を目的とする国家安全や社会治安にかかわる法律が規律する「法治」社会であり、相互に監視し合う「信用社会」である。民法典が想定する市場社会と、実相としての「信用社会」とはいかなる関係にたつのか。あるいは立法者によってその関係はどのように整理されているのか。もちろん安易な結論は慎むべき困難な課題ではあるが、暫定的な分析結果と、今後の研究の見通しが示されていれば、一層魅力あるものとなったと惜しまれる。

以上、縷々述べてきたが、本論文の問題点、足らざる点は、大国になったとはいえ、情報公開や学問の自由などの点で研究上の著しい制約がかけられる国を対象としていること

もあり、これら足らざる点は今後の検証と論証に待つべきものであって、本論文全体の学術的価値をいささかも損なうものではない。

### III 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2021年5月28日

審査員

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学）水島 朝穂（憲法）

印

副査 早稲田大学教授 榎澤 能生（法社会学）

印

早稲田大学准教授 博士（法学）（早稲田大学）文 元春（中国法）

印

早稲田大学名誉教授 博士（法学）（早稲田大学）小口 彦太（中国法）

印

東京大学名誉教授 田中 信行（中国法）

印